

神石高原町長 様

地方就職支援金交付申請書(交通費)

広島県地方就職学生支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			必要書類	(備考)
氏名			①写真付き身分証明書の写し	※外国籍の場合は、在留カードの写しを添付すること。
生年月日				
在籍大学／ 在籍大学院	名称		②在学証明書	※証明書は卒業学年が確認できること。学年記載がない場合は発行済みの証明書に加筆し大学が押印すること。
	キャンパス所在地			
現住所	郵便番号		③東京圏の居住確認資料	※次のいずれか □住民票 □賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引落し履歴を合わせて提出) □卒業年度の複数月の公共料金領収書等
	住所			
居住予定地	住所又は未定の場合の移住予定エリア			※4月以降に、住民票の異動(転入)の確認を実施市町が行いますのでご了承ください。
	未定の場合の転居予定時期			
電話番号				※なるべく転居後も連絡の取れる携帯電話番号等を記載してください。
メールアドレス				※なるべく卒業後も連絡の取れるメールアドレスを記載してください。
県公式就活応援Go!ひろしまLINE登録者No.				※就活スターティングサイトGo!ひろしま(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uij/)から登録してください。

2 内定先

フリガナ		必要書類	(備考)
企業名		(様式2)内定証明書	
就業開始予定日			
意思表示	☐ (在学中の場合)内定証明書の就業条件等で内定承諾します		☐ 内定承諾しません
※該当するものを☑又は■と記載してください。			

3 面接・試験に要した交通費及び支給申請額

日付	交通機関名	出発地～到着地	金額(単位:円)	必要書類(備考)
年 月 日				④領収書 ※支給申請しようとする日の面接・試験日のみ、1回分を記載してください。 ※往復交通費を記載してください。 ※支給申請額は、(A-B)÷2又は、次の実施市町別単価のどちらか少ない方を記載してください。 (実施市町別単価) ・広島市: 17,000円 ・呉市: 17,000円 ・竹原市: 16,000円 ・三原市: 16,000円 ・尾道市: 16,000円 ・福山市: 16,000円 ・東広島市: 17,000円 ・廿日市市: 17,000円 ・熊野町: 17,000円
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
面接・試験に要した交通費 合計(A)				
企業から支給された交通費額(B)				
支給申請額				

4 振込先

フリガナ		必要書類	(備考)
口座名義		⑤振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し	※金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるようにコピー又は写真撮影してください
金融機関名			
口座番号			

5 誓約事項

(1)広島県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、広島県及び申請先市町から求められた場合には、それに応じます。
(2)以下の場合には、広島県地方就職学生支援事業実施要領に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
ア 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合:全額
ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に神石高原町に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に神石高原町に住民票がある場合を除く。):全額
エ 地方就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合(ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く):全額
オ 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満に神石高原町以外の市区町村に転出した場合:全額
カ 転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に神石高原町以外の市区町村に転出した場合:半額

意思表示	☐ 誓約します	☐ 誓約しません	※該当するものを☑又は■と記載してください。
------	--------------------------------	---------------------------------	------------------------

6 個人情報の取扱い

(1)広島県及び実施市町は、広島県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、広島県及び実施市町が定める個人情報保護に関する法律に係る条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
(2)また、広島県及び神石高原町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
(3)神石高原町は、居住や就業の実態を確認するため、必要があると認める場合には、住民票を確認し、雇用企業に就業実態の確認を行う場合があります。

意思表示	☐ 同意します	☐ 同意しません	※該当するものを☑又は■と記載してください。
------	--------------------------------	---------------------------------	------------------------